

様式第1号 政務調査費収支報告書 (条例第8条①、②)

平成25年 1月25日

上ノ国町長 工 藤 昇 様

議員名 岩 城 昇



平成24年度政務調査費に係る収支報告について

上ノ国町政務調査費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)の規定により、別紙のとおり平成24年度政務調査費収支報告書を提出します。

政務調査事業報告書

1 事業名

調査研究事業

2 事業内容

- (1) 平成24年7月12日～14日
道外市場視察
- (2) 平成24年10月17日
地方議員のための政策法務

3 成果

(1) 道外市場視察

調査先 大阪、兵庫、京都、愛知、東京都
調査期間 平成24年7月12日～14日迄
参加者 サヤ部会長外、農協職員、町農林課職員同行する

○7月12日午後3時50分、大阪市場到着（訪問）

（対応者）大阪大果、久下部長、堀井係長
大果北部支社、西原主任
東果大阪、松川課長

三市場合同協議

上ノ国町のサヤエンドウの生産状況を農協担当者より説明。作付面積、農家戸数、生産高について報告、23年度の状況説明。降雪が多く融雪が遅かったため、播種が1週間から10日位の遅れとなった。また、干ばつの影響や出荷の遅れもあり、生産高も前年より減少となった。

各社より市場状況説明、中国・タイ産が入荷している事。スナップについては道内もので富良野・下川・石狩の各町より入荷、また、七飯町は先週で終わった。市場も今月は辛抱の月となるだろう。上ノ国町の入荷がなくてはサヤの販売がきつい、よろしくと各市場担当者の話でした。

現在、大果大阪は青森、北部支社は青森・岩手、東果は青森を主としている。

○7月13日午前9時 神果神戸市場（訪問）

（対応者）柳瀬部長、前山部長、田村課長代理

上ノ国町サヤエンドウ、スナップの生産状況を説明。

市場担当者より、取引状況説明。サヤの現在の入荷は青森・岩手・道内は石狩を主に扱っている。東北産は終わり傾向にあり、エアー代の都合もあり関西方面にはどうしても出荷が少ない。仲卸から量販店への売りが多くなっている。量販店も道内産に切替が進んで、50～70ケース程度の注文となっている様子。スナップについては、まだ入荷量が少ないが来週

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2 支出の科目区分により記入する。
(例～○○調査研究、○○研修、○○会議、○○地区広聴・・・等)
- 2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

別記様式

以降から多くなる見込みで、石狩地区のものがメインとなってくる。お盆の休日対応で多く送ってほしいとの要望。出荷量が心配されるが出来る限り出荷してほしい。

○7月13日午前11時45分 京都青果市場（訪問）

（対応者）松下部長、薩摩課長補佐

上ノ国町農協担当者より生産状況を説明。

市場担当者より説明。現在は青森・岩手の入荷が少なく、道内ものでは美唄・旭川が5枚前後で、輸入物でタイ産がつなぎで国内産より輸入品の方が単価が安いいため多く扱っている。

鹿児島産スナップは、霜のため白い状態にあり品質が悪いため500/kgの安値となっている。また、福島産は5月末に終わり、他産地の出荷遅れの物とかぶり他産地が終わり次第、福島産を扱うとの事。いんげんは長野・愛媛産を扱っている。ホテル関係ではL、Mサイズが好まれているとの事。

スナップ、いんげんはMサイズ中心での販売が高価格での取引となっている。お盆の休日対応として、旭川は40～50枚が限度であり上ノ国町産のサヤを出来るだけ多くとの事。

○7月13日午後2時40分 名果訪問

（対応者）横山部長、石原課長、鹿取課長補佐

上ノ国町農協職員より生産状況説明。

市場担当者より説明。現在は青森・岩手、道内では下川・名寄・石狩が入荷。現在は大変厳しい販売が続いているが、東北が減って来ている状況にあり7月下旬頃から単価も上がって来るとの事。福島産は風評で愛知・和歌山ではスーパーマーケットと学校給食での取扱いは出来ないとの事です。スナップは石狩産が100ケース程度の入荷となっている。富良野からの出荷は少量。上ノ国産の品物は規格、品質共に良く好まれている。例年お盆過ぎ頃から出荷数量が他産地でも激減する為、市場での出回りが無い状況にあるとの事。そこで9月頃まで日量出荷数量を決めた中で価格を決め、販売する契約販売と来年以降に向け検討する事とした。

○7月14日午前10時15分 東京新宿ベジフル訪問

（対応者）笹崎執行役員、大河原課長

上ノ国町農協担当者より生産状況説明。

市場担当者より説明。現在、青森・岩手・秋田産を取り扱っている。本年は「華夏」の出荷が多く昨年より色のりが良く客付きも良い。石狩地区ではキヌサヤ30日（品種）を栽培しているが、色のりが薄いため華夏が好まれている様子。

いんげんは福島産を中心に扱っているが500/kgとなっています。デパートは取扱いしているが、学校給食の取扱いは出来ないとの事。7月27～29日「新はこだてフェア」を行い、品揃えもあり出荷を予定しています。8月、9月に生協では「北海道フェア」を行う予定。今後、新はこだてJAの大きな宣伝となる様に努力するとの事。上ノ国産サヤを50

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2支出の科目区分により記入する。
(例～○○調査研究、○○研修、○○会議、○○地区広聴・・・等)
- 2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

別記様式

ケース程度を出荷予定でいる。消費者からは北海道フェアを通年やってほしいとの事を言われておる様子です。

まとめ

当生産組合より品質、規格を維持し安定供給を心掛けることで産地として評価される事と思う。これが上ノ国産サヤ、いんげん、スナップ生産価格も安定すると思いままと致します。

(2) 地方議員のための政策法務について研修

日 時 平成24年10月17日
会 場 道特会館2F大会議室
札幌市中央区北2条西2丁目26番仲通東向き
講 師 自治体法務研究所代表(元)東京都総務局法務部副参事
江原 勲 氏
参加者数 30名

講座内容

1. 自治体の政策法務とは何か

(1) 自治体の政策法務

自治体の政策実現を最も望ましい法制度として設計していく作業を政策法務という。

(2) 従来型法務

国(官僚)→法を立案→国の意志決定→地方は実戦部隊



旧地方自治法第150条(機関委任事務) 機関委任事務が担保
※普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務については、普通地方公共団体の長は、都道府県知事にあつては主務大臣、市町村長にあつては都道府県知事及び主務大臣の指導監督を受ける。

(3) 地方分権の時代へ(地方の事は地方です)

① 中央集権から地方分権へ

② 機関委任事務の廃止に伴う諸規定の整理→地方分権一括法
従来の機関委任事務を廃止



法定受託事務の範囲と自治事務(第2条第8項～)

新たな事務区分の制度上の取扱い

- 1. 公共事務～自治事務
- 2. 団体委任事務～ 〃
- 3. 行政事務～ 〃
- 4. 機関委任事務～ 〃

} 地方公共団体の事務のうち、法定受託事務除いたもの

～法定受託事務～国が本来果たすべき責務に係る事

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2支出の科目区分により記入する。
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇会議、〇〇地区広聴・・・等)
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

別記様式

務であって、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から都道府県又は市町村が処理するものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの

- ・国の直接執行事務～社会保健庁がする仕事(ハローワーク)

③ 地方公共団体の役割

平成11年の改正地方自治法「法」は1条の2を設け、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする規定した。

(4) 地方公共団体の執行機関の役割

首長は「当該普通地方公共団体を統括し、これを代表」し(法147条)、「当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する」(法148条)。首長の担当事務の主なもの、①議会の議決事件についての議案提出、②予算の調整・執行、③地方税等の徴収、④決算の議会認定に付すこと、⑤会計の監査、⑥財産の取得・管理・処分、⑦公的施設の設置・管理・廃止、⑧証書及び公文書類の保管などが含まれ、これらの事務は例示であって、首長は非常に広い権限を有する。さらに、普通地方公共団体の事務の執行については、「執行機関が条例、予算その他議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う」(法138条2)ことになっている。

(5) 地方議会の役割

従来の地方議会は、執行部側の提出した条例案や決議案を検討して否決又は追認、あるいは一部修正の上で賛成するという受動的な役割がほとんどであった。議会が執行部側の暴走をチェックするという役割を持つことはもちろん重要であるが、選挙で選ばれた地方議員が地域住民の代表として地方行政に関与するという地方議会の本来のあり方を考えるとき、地方議員が地域住民の立場から行政ニーズをくみ上げ、積極的に立法行為に関わっていくこと(すなわち議員立法)が必要になってきている。

特に地方分権一括法以後、このような議会の役割が増大しているといえよう。

(6) 地域主権一括法

i 第一次一括法の概要

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律
2. 地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

ii 第2次一括法の概要

- ①基礎自治体への権限移譲(47法律)(都道府県の権限の市町村への

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2支出の科目区分により記入する。
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇会議、〇〇地区広聴・・・等)
- 2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

別記様式

移譲)

- ②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160法律）
- ③協議、同意、許可、認可、承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止

2. 自治体議員の政策法務の位置づけ

(1) 政策法務能力

①政策課題の発見・設定力

議員は、住民ともっとも接していることから住民の求める政策課題や当該地域での問題発見をしやすい立場にある。
市民や町の問題点の発見とその解決のための立法を図る。

②論理構成本力

現実の社会のニーズに合わせて、法律を解釈し、運用し、独自の立法に結びつける能力—自主立法能力

(2) 自主的な法令解釈

①国の法令解釈権の独占から対等な地方の解釈

- ア 準則条例あるいは標準条例
準則条例から脱皮
- イ 従前の行政実例の再検討
行政実例—法令解釈の依存
- ウ 通達の再検討
通達から地方の自主解釈へ
(例) 戸籍を持たない子の住民登録

(3) 訴訟法務

- ①条例や行政行為等の訴訟上の見直し→政策へのフィードバック
- ②条例による政策の適法性の担保→自治体政策の主張

(4) 法定外税の創設

- ①地方分権一括法と地方税法の改正
- ②条例に基づく地方税の創設

税源	所得税	} 以外（法定外税）入湯税	
	資産税		・第1に遊漁税を作った
	消費税		・普通税以外の税金の条例

3 自治立法権

(1) 自治体の自主立法法権

自治体立法権の法的根拠、憲法94条・自治法14条・15条
地方公共団体はさまざまな地域の事務を実施するが、地方公共団体がこれらの事務を実施するに際して、条例を制定することができる（憲法9

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2支出の科目区分により記入する。
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇会議、〇〇地区広聴・・・等)
- 2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

別記様式

4条)。条例とは、地方公共団体が自己の有する自治権に基づいて制定する自主法である。広義の意味では、長の制定する規則、各種委員会の制定する規則を含むが、形式的には、議会が地方自治法2条2項の規定する事務及び法律の特別の委任がある事項について定める法規である。すなわち、条例は、地方公共団体の事務に関する事項しか規定できないが、その範囲内では、原則として国家法とは関係なく、独自に規定を設けることができる。

(2) 条例の制定と憲法上の限界

条例制定権には、地域の事務に関するものでなければならないとする限界があるが、地域の事務であれば住民の基本的な人権も、原則として、制約できるとするのが現在の通説である。したがって、公安条例や青少年保護条例による表現の自由の制限や営業の自由の制限等も、条例で規定するからただちに違憲であるということにはならない。しかし、条例の規定は、憲法を尊重し、基本的な人権の尊重の確保に留意しなければならないから、基本的な人権の制限規定については、明白かつ現在の危険の理論や明確性の原則の検討が必要である。

(3) 法令との抵触

条例が国の法律に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例が併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえないのである。

① 条例で規定しようとする事項に国の法令がある場合

- ・ 国の法令が同一目的、対象、事柄が同種の事項の規定
- ・ 法令の趣旨・目的の検討→横出し条例の可能性
- ・ 国が当該目的のためには、当該対象、事柄で十分とする場合は、条例の制定ができない

② 国の法令が同一目的、同種の事項の一部について規定

③ 条例で規定しようとする事項について法令の規定がない場合

地方公共団体の事務に関するものである限り、原則として条例制定が可能

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2 支出の科目区分により記入する。
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇会議、〇〇地区広聴・・・等)
- 2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

4 政策法務と条例の立案

- (1) 政策課題の認知とルール必要性
 - ① 政策課題→行政措置の必要性
 - ② 政策としてどのように形成するか→地域ニーズの見定め
- (2) 政策形成の検討
 - ① 行政的手段による場合
 - ② 立法的手段による場合
- (3) 立法事実
条例を制定すべき合理性を有する社会的事実の存続
- (4) 立法方針
 - ① 規制の対象
 - ② 立法による規制に実効性を持たせる方法

まとめ

自治体の政策法務については普通地方公共団体の長は、都道府県知事（30％）にあつては主務大臣、市町村長（40％）（議会の権限）にあつては都道府県知事及び主務大臣の指導監督を受けると旧地方自治法150条でなっているが、地方分権の時代へ変わり中央集権から地方分権となりある程度地方で出来る事、自治事務となった事。

地方議会の役割～地方分権一括法以後、このような議会の役割が増大して来た。

今回の研修会を通して、議員としての質の向上を目的に参加し議会議員として町民に信頼される様努力をする。

- 注) 1 事業名には収支報告書の、2 支出の科目区分により記入する。
(例～〇〇調査研究、〇〇研修、〇〇会議、〇〇地区広聴・・・等)
- 2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。